

年額報酬の考え方について(案)

年額報酬の位置付けについて①

- 出勤手当を出動に応じた報酬とする場合、従来からの年額報酬についてどう考えるべきか。
- 地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤職員に対する報酬は日額支給が原則とされているが、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされている。
- 昭和40年に消防庁が示している条例（例）では、この地方自治法の規定の例外として年額報酬を規定するよう助言しているが、それは消防団員が条例（例）第8条で規定するとおり、発災時には直ちに出勤するための即応体制をとる必要があるとされていることによる。

（参考）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）
（報酬及び費用弁償）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

（参考）〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）（抜粋）
（報酬及び費用弁償）

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしが、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

（報酬）

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

団 長	年額	円
（中略）		
団 員	年額	円

年額報酬の位置付けについて②

- また、活動実態調査によると、出動手当が支給されない活動として、機器の点検や会議など、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が挙げられている。

出動手当が支給されない活動として挙げられたものの例

※団体により、ここに挙げられた活動に対する出動手当の支給有無は様々となっている。

- 幹部会議・分団会議、地区や町内会の会議
- 式典（出初式・辞令交付式等）
- 団員の研修
- 消防団PR・広報、勧誘活動
- 車両・倉庫の清掃、車両・機器・水利の点検

- 即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動については、今後も必要なものであることから、報酬の体系としては、引き続き基本給的性格を持つ報酬として、年額報酬を支給するとともに、更に出動に応じた報酬を支給する形が望ましいと考えられる。

年額報酬の額について

- 消防団員の報酬を、年額報酬と出勤に応じた報酬の二階建てにした場合のあるべき年額報酬の額はどのように考えるべきか。
- 年額報酬のあるべき金額を考察するに当たっては、第2回検討会において出勤に応じた報酬の金額を考察したときと同様、（消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第24条第2項の「均衡の原則」を参考に）類似の業務を行う職を参考としてはどうか。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 （略）

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～四 （略）

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 （略）

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- 出勤や活動に応じた報酬とは別に年額や月額で一定額の報酬を定めている例としては、予備自衛官があり、参考になると考えられる。

予備自衛官との給付額の比較①

- 予備自衛官については、月4,000円（年間48,000円）の予備自衛官手当が支給される。
- 公務災害補償については、自衛官に準じた補償が受けられる。
- 退職報償金制度は予備自衛官にはない。

		消防団員	予備自衛官
身分		非常勤特別職 地方公務員(市町村)	非常勤特別職 国家公務員
①年額等により 一律に支払われる 報酬等(年額)	実額	平均30,925円(団員)	48,000円(予備自衛官手当) (月額4,000円×12ヶ月)
	交付税措置	36,500円(団員)	(全額国費)
②出勤の度に 支払われる 手当等	実額	0円～1万円程度/回	8,100円/日(訓練招集手当) <small>※防衛、災害等の出勤時には俸給表に基づく額を支給</small>
	交付税措置	7,000円/回	(全額国費)
③公務災害補償制度		あり(消防組織法第24条)	あり
④退職報償金制度		あり(消防組織法第25条)	なし

予備自衛官との給付額の比較②

- 予備自衛官は、普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事しながら、一方では自衛官として必要とされる練度を維持するために訓練に応じ、防衛招集や災害招集などに応じて出頭し活動する、非常勤の特別職国家公務員。他国の予備役制度に相当する。
- 予備自衛官には、月額4,000円（年額48,000円）の予備自衛官手当が支給される。

（参考）防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）（抜粋）
（予備自衛官等の給与）

第二十四条の三 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

2 前項の予備自衛官手当の月額は、四千円とする。

3～4 （略）

- 消防団員の年額報酬（「団員」階級）は令和2年4月1日現在で平均30,925円、また普通交付税措置額は団員一人当たり36,500円となっており、予備自衛官手当の年額48,000円よりも低い金額となっている。

予備自衛官との給付額の比較③

- 他方で、消防団員には、長年勤続した労苦に報いるため、退職時に「退職報償金」が支払われることとなっている。
- 退職報償金の支給額は条例で定めることとされているが、その標準的な額は政令に定められている（金額は次ページに記載）（政令は、消防団員等公務災害補償等共済基金が同基金と契約し掛金を支払う市町村に対し支払う額を定めているものであり、令和元年度末現在、全ての市町村が同基金と退職報償金支給責任共済契約を締結している）。

（参考）消防組織法（昭和22年法律第226号）（抜粋）

（非常勤消防団員に対する退職報償金）

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

（参考）市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号）
（抜粋）

（退職報償金の支給額）

第二条 退職報償金は、非常勤消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。
ただし、次の各号の一に該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

一、二 （略）

（参考）消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）

（基金又は指定法人の支払額）

第三条 （略）

2 基金又は指定法人が法第六条第二項の規定により市町村に対して支払わなければならない額は、別表に定める額とする。

(参考) 非常勤消防団員に係る退職報償金支給額

(単位:千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長/班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

※市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号）別表、
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）別表

金額は令和2年4月1日現在

※平成26年に一律5万円引上げ（平成26年4月1日施行）

年額報酬の額について（案）

- 「団員」階級にある者について、退職報償金の支給額を勤務期間1年あたりに均すと、以下の通り、1年あたり概ね2万円程度が支払われることとなる。

階級	勤務年数						(単位:千円)
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	
団員	200	264	334	409	519	689	
勤務期間 1年あたり	20～40	17.6～26.4	16.7～22.3	16.4～20.5	17.3～20.8	～23.0	

※退職報償金支給額は令和2年4月1日現在。百円未満四捨五入

- 退職報償金は功績報償的な意味を有するため、必ずしも報酬と同じ性質のものではないが、常勤職員に対する退職手当が給与の後払いという性格も一部有することと同様に、報酬の後払いとしての性格も有する。
- 年額報酬の条例平均額である30,925円（R2）や、交付税単価である36,500円に上記の額を加えると、5～6万円程度となり、予備自衛官手当の年額よりも大きくなる。

年額報酬の額について（案）

- 前ページで触れた1年当たり5～6万円という金額は、予備自衛官よりも優遇されているとの指摘も考えうるが、通常5日間の訓練招集を除いて活動のない予備自衛官に対し、消防団員は年間を通じて即応体制をとり、また機器の点検や会議があることを考えれば、その指摘は当たらないのではないか。他方、さらに高い額とすべきとの指摘も考えられるが、消防団員は市町村の非常勤特別職の地方公務員との位置づけである一方、元来郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格もあわせ持つとされていることから、不当に低い額とまでは言えないのではないか。
- 以上のことから、年額報酬の標準的な額は、当面、現在の交付税単価である36,500円としてはどうか。
- なお、条例平均額は令和2年4月1日現在で30,925円と36,500円に達していないため、当面は標準額に達していない各団体に対して年額報酬の額を引き上げ、標準的な額に近づくよう働きかけていくべきではないか。
- また、標準的な額については、将来的に社会経済情勢の変化に応じて適宜見直すこととしてはどうか。

年額報酬の額について（案）

- なお、報酬は役務に対する反対給付であることから、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とすることが適当ではないか。
- なお、現在の各階級における報酬の状況は以下の通りで、階級が上位になるにつれ、交付税単価（B）が増額措置されており、実際に条例平均額（A）でも明らかなように、すでに職責に応じて年額報酬の額が定められている。

階級別交付税単価及び条例平均額（令和2年4月1日現在）

階 級	条例平均額（A）	交付税単価（B）	(A) - (B)
団 長	144,785 円	82,500 円	62,285 円
副 団 長	104,438 円	69,000 円	35,438 円
分 団 長	74,010 円	50,500 円	23,510 円
副分団長	54,460 円	45,500 円	8,960 円
部 長	45,366 円	37,000 円	8,366 円
班 長	36,387 円	37,000 円	▲613 円
団 員	30,925 円	36,500 円	▲5,575 円

※団体によっては、団員階級に対しても交付税単価を大きく上回る額を支払っている事例もある。
A村:207,000円 B市:174,000円 C町:103,000円

(参考) 年額報酬額・年額報酬引き上げと消防団員数の関係について

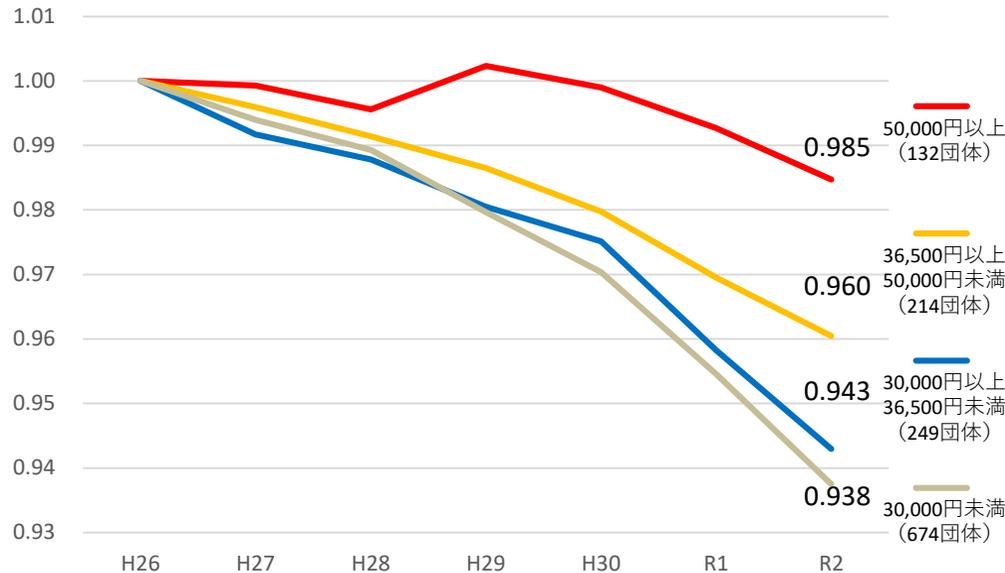
○年額報酬額と団員数の関係

年額報酬額が高い団体では、消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にある。

○年額報酬引き上げと団員数の関係

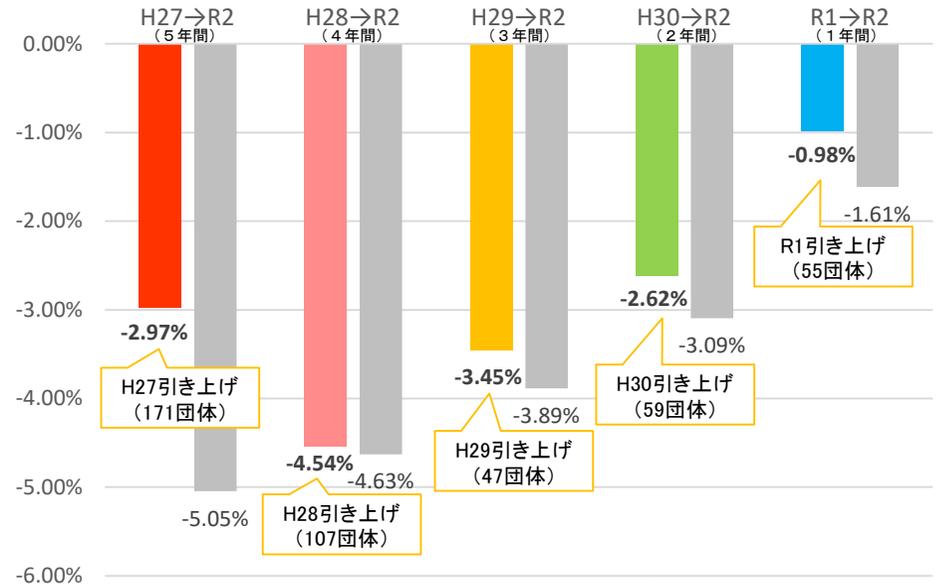
年額報酬を引き上げた団体は、その後の消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にある。

年額報酬額別の団員数の推移



※H26の団員数を1としたときの推移
H27～R2を通じて年額報酬の引上げがない団体で分析

年額報酬引き上げ年度と団員減少率の関係



※灰色はH27～R1を通じて年額報酬を引き上げていない団体の状況
各年度4/1時点の年額報酬額を比較しており、年度途中の引上げは翌年度引上げに含む。

年額報酬の支給方法について（案）

- 全ての団員に対し、直接支給している団体は41.9%であった。
- 出動手当と同様、今までも直接支給が原則とされており（※）、資料4でも示したとおり、近年、団員個人に確実に支払われ支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で直接支給への見直しが進んでいる。

※（参考）これまでの主な通知

①平成20年1月22日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知（抜粋）

「報酬（反対給付）、出動手当（費用弁償）等は、その性格上本人に直接支給されるべきものでありますので、適切に支給していただきますよう周知願います。」

②平成30年1月19日付け消防庁長官通知・令和元年12月13日付け消防庁長官通知（抜粋）

「年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」

※なお、消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第25条第2項の「直接払いの原則」を参考にしている。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条（略）

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

- 出動手当と同様、年額報酬についても、透明性の観点から個人に直接支給すべきではないか。
- 一部の団員のみ個人に直接支給し、その他の団員については団に支給するというケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、個人への直接支給とすべきではないか。

年額報酬の支給方法について（案）

- なお、年額報酬、出動手当ともに、個人への直接支給を徹底した場合、事務量が増える、振込手数料が増えるなどの指摘がある。
- しかしながら、市町村の非常勤特別職公務員である消防団員に対する年額報酬や出動手当の支払いに係る事務は、本来市町村が負担すべき事務である。
- 個人の同意書や委任状の作成・保管や公金の取扱いを、必ずしもそうした事務に精通していない上に自身の本来業務とはしていない消防団員に委ねている状況は、紛失などの事故が起きるおそれもあり、適切ではない。
- また、仮に口座登録などの事務が一時的に発生するとしても、同意書や委任状の管理事務が削減されるなどの効果もある。